

(趣旨)

第1条 この規則は、おいらせ町民及びおいらせ町出身者又はこれに準ずるもので、おいらせ町のスポーツの振興に著しく貢献したものと並びに各種大会において優秀な成績を収めたものを顕彰することに関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は、次のとおりとする。

- (1) 体育功労賞
- (2) 指導者功労賞
- (3) スポーツ賞
- (4) 優秀選手賞
- (5) スポーツ奨励賞
- (6) 生涯スポーツ大賞
- (7) 生涯スポーツ奨励賞

(表彰授与基準)

第3条 表彰は、次の各号のいずれかに掲げる基準に該当する個人又は団体(中学生以下の者を除く。)に対して行う。

- (1) 体育功労賞
ア おいらせ町のスポーツの振興に尽くし、その功績が特に優れているもの
- (2) 指導者功労賞
ア 多年にわたり、選手養成及び団体の体育指導に尽くしたもの
イ 学校体育指導の振興に尽くしたもの
- (3) スポーツ賞
ア 国民スポーツ大会又は各種全国大会において、入賞以上の成績を収めたもの
イ アに準ずるもので、特にスポーツ賞を授与することが適当と認められたもの
- (4) 優秀選手賞
ア 各種全国大会に出場したもの
イ 各種東北大会に出場し、入賞以上の成績を収めたもの
ウ 各種県大会において優勝したもの
エ アからウまでに準ずるもので、特に優秀選手賞を授与することが適当と認められたもの
- (5) スポーツ奨励賞
ア 各種郡大会において優勝したもの
イ 県南大会(北奥羽大会を含む。)において優勝したもの
ウ ア又はイに準ずるもので、特にスポーツ奨励賞を授与することが適当と認められたもの
- (6) 生涯スポーツ大賞
ア 各種県大会で代表となり東北大会又は、全国大会に出場したもの
イ 各種県大会において優勝したもの
ウ ア又はイに準ずるもので、特に生涯スポーツ大賞を授与することが適当と認められたもの
- (7) 生涯スポーツ奨励賞
ア 各種郡大会において優勝したもの
イ 各種郡大会で代表となり各種県大会へ出場したもの
ウ ア又はイに準ずるもので、特に生涯スポーツ奨励賞を授与することが適当と認められたもの

(表彰者)

第4条 表彰は、おいらせ町教育委員会教育長(以下「教育長」という。)がこれを行う。

(表彰の方法)

第5条 表彰は、賞状及び記念品を授与して行う。

2 故人に対する表彰は、賞状及び記念品を遺族に対して授与することにより行う。

(推薦の方法)

第6条 各学校、体育関係団体及び選手の所属団体は、第3条各号のいずれかに該当するものがあるときは、おいらせ町教育委員会(以下「教育委員会」という。)に推薦するものとする。

2 前項の規定による推薦は、別に定める推薦書により行う。

(決定の方法)

第7条 前条第1項の規定により推薦されたものに係る被表彰者の決定は、おいらせ町体育・スポーツ賞等審議会の意見を聴いて教育委員会が行う。

(表彰の期日)

第8条 表彰は、毎年2月に行うものとする。ただし、特別の理由により他の時期に表彰することが適当と認められる場合は、その都度行う。

(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則(平成19年1月25日教委規則第1号)

この規則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則(平成21年7月1日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年12月26日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。